

令和5年3月24日

千歳市農業委員会

会長 長島 信行

千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

このことから、法第7条1項の規定に基づく千歳市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

記

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,860ha	0.62ha	0.01%
目 標 (令和8年3月)	5,860ha	0.62ha 以下	0.01%以下

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」による耕地面積

【目標設定の考え方】

- ・ 現行の遊休農地率以下とし、残る遊休農地の解消を図るとともに、新たな遊休農地を発生させないことを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的取組方法

- ① 遊休農地の所有者・利用者・占有者等に対し、法的な位置付け、周辺農地への影響、解決方法等についての説明と提案を行い、遊休農地の解消に努め

る。

- ② 効果的・効率的な農地パトロールをはじめ、農業委員の活動や情報収集等により、遊休農地化する可能性がある農地の早期発見と所有者の意向確認を速やかに行い、遊休農地の発生防止に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- ・ 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	5,860ha	5,885ha	100.4%
目 標 (令和8年3月)	5,860ha	5,885ha 以上	100.4%以上

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」による耕地面積、集積面積は農地台帳から集計したため、集積率が100%を上回る。

【目標設定の考え方】

- ・ 農地利用集積については、現状を踏まえ、現在の集積率を維持することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- ・ 市、北海道農業公社及び道央農業振興公社（担い手支援センター）と連携し、農地所有者の賃貸借・売買等の意向確認を行い、各種事業の活用を図りながら、担い手への集積を図る。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

- ・ 担い手への農地利用の集積の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 令和5年度～令和7年度の目標

(30a未満の経営面積で就農する経営体、法人化は除く)

	新規参入者数
現 状 (令和4年度)	0経営体
目 標 (各年度)	1経営体

【目標設定の考え方】

- ・ 過去の実績規模とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ・ 市、道央農業振興公社と連携し、営農意欲の高い就農希望者については、営農計画の実現性を確かめながら、地域での就農に繋がるよう努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- ・ 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 「地域計画」の目標を達成するための役割

千歳市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、千歳市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農業者の意向把握
- ・ 担い手への農地の利用調整
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力